

源を自由に活用することができるための条件にまでは検討が及んでいなかった。これに対し、80年代後半に福祉国家の自由主義的再構成の文脈で登場した「市民であること」を中心に置く議論には、この能力と実効性の視点が意識されていた。

例えば、Harris (1987) は、福祉国家の中心理念は、政治的コミュニティの成員であることを意味する「市民であること」を保障することにあり、「市民であること」の意義は、権利保障を含む資格的地位がすべての成員に平等に保障されていることこそある、としている。そして、このようなコミュニティの成員としての資格的地位を実質的に保障することこそが社会的正義の内容となるのであり、福祉国家の公共権力は、私的利益に矮小化することのできないそのような社会道徳的価値を保全する役割を負わなければならない、とされている。Moon (1988) は、同じく福祉国家の自由主義的再構成を目的に組まれた論文集である。同書では、人を市場における「独立したエージェンシー」(independent agents) ととらえる視座が執筆者の共通の了解となっている。そこでは、人が「独立した行為主体」たり得るには、単に一定の自然的能力が備わっているだけでは不十分であり、市場から不利益をこうむる人びとへの道徳的配慮と、市場への参入を保障されるための権利保障とが必要になるとされており、それは、福祉的権利の保障という形で社会制度を通じてのみ可能になる、とされている。

また、Plant (1988) は、労働党のめざすべき新しい価値として「民主主義的な意味での市民であること」(democratic citizenship) を主張する。すなわち、すべての人びとが「市民であること」を保障されるには、自分の目標と価値に従って生活を運営できるような十分な自律性が保障されていることが必要で、そのためには、教育、健康、所得、法的権利といったフレームワークが不可欠である。そのためには、コミュニティ資源を含む市場の外側からの資源調達と配分が不可避になる。また、そ

のような自律性の基礎にある自由と、そうした自由を行使する能力との関連づけが不可欠であり、行使する能力を無効にするような予測可能な不公正に対し公的に介入していくことが社会的正義の名のもとに要求されることになる。つまり、市民のエンパワーメントである。そのような公的介入が正当とされるためには、労働を通じて社会の共通資産に貢献する義務が「市民であること」の当然の中身として必要になってくる、というものである。

「市民であること」を中心理念とするこれらの研究は、当時進行していた労働党内の7つの「政策再検討グループ」による政策改革議論に影響を与えることを意図したものであるという側面を持っている。その基調には、基本的には市場主義とコンセッションしながら、市場的機会への実質的なアクセスを平等に保障することで、人の政治社会的な自由が実質的に行使され、効果を持つような社会的に公正な条件を国家の介入で確保していくという発想が見られる。市場分配万能主義=福祉国家残余化の構想に対しては社会的正義論で福祉国家を再構成しつつ、個人の自由を形式的な価値にとどめる論調に対しては、「市民であること」の実体的内容を重視することで、自由の機動性を確保しようとするものであった。

このような議論が後の「第3の道」への文脈にあることは言うまでもない。エージェンシー理論、機会の平等保障、自由の機動性・実効性確保のための公共的介入、コミュニティを基盤とする社会道徳的要求、そして労働による貢献原則、これらはすべて現行の「社会的排除」対策においては具体化されることになっている。

反面、「社会的排除」対策とこれらの議論との間に距離が確認されるのは、ニーディと公的権力との関係性を決定づける権利保障の担い手としての政府機能という発想であろう。「社会的排除」対策は、個別のニーディや地域を宛先とした裁量的行政の色彩が強いのに対し、福祉国家の自由主義的

再構成論者の主張した「市民であること」という理念には、独立したエージェンシーないしコミュニティ・メンバーとしての資格的地位の保全という主張が組み込まれていた。この距離は、行政サービス運営における「条件主義」「経営主義」の拡大(Clerk, Gewirts and McLaughlin 2000)や社会サービスの民営化に伴う市場的「従属性」の強まり(Drakeford 2000)といったこととあわせて、この10年間あまりにおける労働党内の福祉国家の自由主義的再生にかかわる政策の展開方向を評価する上で、重要な判断基準の1つとなるであろう。

V おわりに

「社会的排除」という枠組み設定をめぐっては、詳述は避けるが、様々な批判がある。社会を比較的富裕層と比較的貧困層の2階層に単純化してとらえることで現実の社会階層がはらむ多元的な格差構造をかえって把握し難くしているのではないかとか、社会の複合的差別構造からすれば、一基準からの排除一包摂という単純化はかえって危険ではないかといった批判がそれである。また、「社会的排除」状態は何世代にもまたがる家族ダイナミズムの問題であることを重視する必要があるといった指摘や、個人史という時間距離の中で当事者のキャリア形成という観点で取り扱われるべき問題ではないかといった指摘もある。このような有力な批判を政策修正にどのように反映させていくかが今後の課題となっている。

さらに、イギリスの「社会的排除」対策には、EUレベルにおける政策枠組みとのより深い協調が要求されるようになってきている。グローバルな貧困問題との関連では、9月のヨハネスブルグ・サミットを経て、労働党内で台頭している「グローバルな正義」論との関連で、国内的な政策が国際的通用性を有するグローバルな政策パッケージたりえているかといった議論が今後活発になるものと思われる。

れる。

これらの論点は、「仕事への権利」と「市民であること」を融合した機会の平等論を理論範域として成立する社会政策が、必然的に内包する(市民主義)という画一性・差別性の問題に関連するものである。時限評価制度のもとに取り組まれているSEUの活動であるが、今年末の第2回目の評価を経てこれらの点でどのような手直しが加えられていくことになるのかが注目されるところである。

注

- 1) 小笠原(1999), 小笠原(2002), および小笠原「イギリス労働組合会議(TUC)のパートナーシップ戦略」『大原社会問題研究所雑誌』第490号, 1999年を参考照願いたい。
- 2) 80年代の労働党改革をめぐる議論のプロセスの中から、スミス前党首やブレア現党首などのいわゆる「現実主義者」(modernizers)が政策運営の主導権を得ていく基盤が形成されることになる。労働党改革問題では党規約第4条の産業国有化条項の修正問題がクローズアップされていたが、今日からふりかえれば、「市民の基本的自由」の保障における政府の役割や、個人主義的な市民主義と労働党が代表すべき利益や価値の問題などが、むしろその後の労働党の「新」「旧」をわける基本論点として当時からすでに浮上していた。改革議論の基本構図はすでに80年代初頭に出揃っていたと言える。Leo Pnitch, 'The State and the Future of Socialism', Capital & Class, 11, 1980; Michael Rustin, 'Different Conceptions of Party: Labour's Constitutional Debates', New Left Review, 126, 1981; David Coates, 'Labourism and the Transition to Socialism', NLR, 129, 1981; Tony Benn, 'Power, Parliament and the People', New Socialist, Sept/Oct., 1982; Ken Coates, 'The Choices Before Labour', NLR, 131, 1982などが党内各潮流から観た改革の基本的な対抗軸を簡潔にまとめている。

参考文献

- Commission on Social Justice (1994), *Social Justice: Strategies For National Renewal*, Vintage.
- Cabinet Office (2000), *Minority Ethics Issue in Social Exclusion and Neighbourhood Renewal* (<http://www.cabinet-office.gov.uk/seu/publications/pat>).
- Clerk, J., S. Gewirtz and E. McLaughlin (2000), *New Managerialism New Welfare?*, Sage.
- Deakin, S. and F. Wilkinson (1991), *The Economics of*

- Employment Rights*, Institute of Employment Rights.
- Drakeford, M. (2000), *Privatization and Social Policy*, Longman.
- Eapn (2002), 'Editorial: Employment policies must be poverty and exclusion proofed', *Network News*, 93, eapn (European Anti Poverty Network).
- ELF (1997), *The Right to Work: The Foundation of our Freedom*, European Labour Forum, 19.
- Fabian Society (1992), *Labour's Choice: the Fabian debates*, Fabian Pamphlet 553.
- Fabian Society (2002), *Mainstreaming Social Justice for the 21st Century* (<http://www.fabian-society.org.uk/documents/searchdocument.DocID=43>).
- Giddens, A. (2001), *Directors' Lecture: Future of Global Inequality*, 21 November 2001, LSE.
- Harris, D. (1987), *Justifying State Welfare-The New Right versus the Old Left*, Basil Blackwell.
- Jordan, B. and C. Jordan, *Social Work and the Third Way-Tough Love as Social Policy*, Sage.
- Levitas, R. (1996), 'The concept of social exclusion and the new Durkheimian hegemony', *Critical Social Policy*, 16-46.
- Marquand, D. (1999), 'Premature obsequies: Social Democracy comes in from the cold', in Andrew Gamble and Tony Wright eds., *The New Social Democracy*, Blackwell.
- Blackwell.
- Moon, J. D. (1988), *Responsibility, Rights & Welfare—The Theory of the Welfare State*, Westview Press.
- 小笠原浩一 (1999), 「イギリスTUCの「パートナーシップ」構想」「連合総研レポート」第130号。
- 小笠原浩一 (2002), 「第3章 イギリス—いくつもの「第3の道」」,(社)生活経済政策研究所編「ヨーロッパ社会民主主義「第3の道」論集(III) 一労働組合と中道左派政権」所収, 生活経済政策研究所。
- Plant, R. (1984), *Equality, Markets and the State*, Fabian Tract 494.
- _____(1988), *Citizenship, Rights and Socialism*, Fabian Tract 531.
- Putnam, R. (1995), 'Bowling alone: American's declining social capital', *Journal of Democracy*, 6-1.
- Rentoul, J. (2001), *Tony Blair: Prime Minister*, Little Brown & Company.
- SEU (Social Exclusion Unit) (2002), *Preventing Social Exclusion: Report by the Social Exclusion Unit* (<http://www.Cabinet-office.Gov.uk/seu/publications/reports/html/pse>).
- Wright, Tony (1999), 'Management without consulting', *Fabian Review*, 111-3.
 (おがさわら・こういち 埼玉大学教授)

「健康で文化的な最低限度の生活」再考

——シティズンシップの視点から——

2002.9.25

公的扶助研究会
摂南大学 遠藤美奈

はじめに

I 日本国憲法 25 条 1 項の過去と現在

1 25 条 1 項草創期における「健康で文化的な最低限度の生活」

森戸辰男：「動物的な意味での命をつなぐ」ものではない「人間に値する生活」

2 近年における学説と争訟の動向

憲法学説：13 条に依拠する要素の「健康で文化的な最低限度の生活」への組み込み（「単なる生存ではない、

人間としての主体的で自律的な生き方に対する支援」、「自由で平等な市民であるための保障水準」（尾形健）

社会保障法学説：個人の「自律的な生の構築」とのかかわりにおいて社会保障をとらえる見方（菊地馨実）

争訟：給付と自由の制約（加藤・増永・中嶋訴訟）

3 「健康で文化的な最低限度の生活」再考のための視点

・旧生活保護法制定途上（1946 年）にあらわれた救済理念

「[法案前文について]『玉座からの威光』というよりはむしろ市民権の一要素としての救済という観念が理解されるべきであるとすれば、そのような宣言は必須である」（加藤シヅエ）

「疾病により、または失業によって、経済的自立に達する能力または機会を失った者は、市民として、及び人間としての権利の何ものも失っていない。いかなる様式における公的扶助についての申請者も、また受給者も、経済的自立をしたときと同様な権利を保持している」（Nelson B. Neff）

*市民としての権利を十全に享受するはずの個人として、トータルにとらえてゆく必要性

II 「健康で文化的な最低限度の生活」と人間像

1 憲法における人間像の転換——抽象的人間像から具体的人間像へ

2 「自己統合希求的個人像」論（竹中勲）の射程

・人間……「(まとまりをもつた完成体、自律した個人そのもの)」としてではなく、「(かけがえのない人生において、生き方のそのなりのまとまり・自己統合を希求し模索する個人)」ないし「(生の人間)」。各個人の人生は、その生を閉じるまでこうした自己統合を希求する道程であり、自己統合への営みをそれ自体として重視

・人間が複数の側面をもちうる存在であること自体も重視

①個別の獨自的存在つまりかけがえのない存在としての側面

②社会的存在としての側面つまり国家・公権力や私人という他者とのかかわり、交わりの可能性を否定されない存在としての側面

③身体的自律・精神的自律・経済的自律の可能性をもつた存在、つまり自分なりの独自のかけがえのない人生を築きあげるべく自己決定を繰り返していく人間存在としての側面

3 包括的な人間把握に基づく「健康で文化的な最低限度の生活」へ

・自律の可能性は身体的・精神的・経済的自律能力の補完により担保

……関係性との相補関係

*自律的存在であろうとしつつ同時に関係性のなかにある、人間の両義性を視野に入れた最低生活の構想

III 「健康で文化的な最低限度の生活」と社会的排除

1 貧困と社会的排除

80年代末における「社会的排除」の登場

……関係的な問題／不十分な社会参加、社会的統合・権力の欠如に着目

(「貧困」：配分上の問題／個人・世帯の処分可能な資源の問題に着目)

2 社会的排除 (social exclusion) とシティズンシップ

- ・シティズンシップ・ライツが否定されていること／実現されていないこととしての「社会的排除」の把握
- ・社会的排除……統合のプロセスないしメカニズムが混乱をきたしたり、機能不全に陥ったときに発生（統合＝帰属、個人のあるがままの受容、個人のもつ権利の他者による認識、人々が必要とする他者との関係や支援の享受、特定の社会において人々がノーマルであるとみなすことからの享受）(P. Commins)

統合のプロセス／メカニズムを構成する四つのシステム

①市民的統合を促進する民主政治のシステムおよび司法システム

②経済的統合を促進する労働市場

③社会的統合と呼ばれるものを促進する福祉国家システム

④人間相互間の統合を促進する家族およびコミュニティ・システム

*社会における帰属意識はこれらのシステムすべてに依拠する

3 「排除されない生活」への視点

IV 「健康で文化的な最低限度の生活」とシティズンシップ

1 シティズンシップと人権享有主体性

- ・シティズンシップの前提：「天皇でも皇族でもない日本国籍をもつ大人的自然人」
- ・「諸権利をもつ権利」としてのシティズンシップ……個別的な人権を指すのではなく、市民に認められるはずの諸権利の束

2 憲法 11 条前段の再評価

憲法 11 条前段「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」

学説の理解：①すべての国民が基本的人権を享有する能力を有し、国民のなかにそれらの享有を否定される者はなく、国家はいかなる国民に対してもそれらの享有を妨げてはならない

②国民はすべての基本的人権を享有し、国家はいかなる国民に対しても、それらの一部または全部の享有を否定することは許されない（佐々木惣一・佐藤幸治）

→国民が、「憲法上保障された権利の束」を確保されているという意味で、市民でなければならないという要請

法的性格：基本的人権の総則的規定として、基本的人権各条項の解釈運用の指針ないし準則としての働きをする（佐藤功）

3 排除されない「健康で文化的な最低限度の生活」像

(1)11 条前段の理解に照らした「健康で文化的な最低限度の生活」の構想

①諸自律能力が不十分であるために憲法上の権利が実現されない状態にある場合、それら能力を補完することによって、実現されていない諸権利の実現が図られなければならない

②「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するための諸自律能力の補完は、他の憲法上の権利の侵害を伴ってはならない

→「〈市民であること〉から〈排除されない〉」生活像

(2)排除されない生活像に照らした制度運用のあり方

・給付と自由の制約

・選挙権（cf. 重度障害者、住所不定者） 裁判を受ける権利

むすびにかえて

ソーシャル・インクルージョンの理念からみる日本社会の課題

環境省総合環境政策局長

炭谷 茂

1. 体験的実践的観点からのラフデザイン

2. 社会から排除、孤立する問題

(1) 我が国の状況

- ・ ホームレス
- ・ DV
- ・ 児童虐待
- ・ 孤独死
- ・ 自殺

など多数

(2) 欧州の状況

3. 対策

- (1) セーフティネット論の危うさ
- (2) ソーシャル・インクルージョンの理念
- (3) CANの活動
- (4) ポスト地対財特法

4. 生活保護法の見直しの緊急性

5. 環境政策と社会政策

- (1) ヨハネスブルグサミットの成果
- (2) 環境・経済・社会の融合
- (3) G R I に注目

6. 結び

ヒューマニズムと人権を基本に

アメリカのTANFとEITCに関する評価をめぐって

北星学園大学：根岸毅宏

1. 1996年福祉改革
2. 受給数と支出規模
3. TANFとEITC制度
4. 稲得と所得保障制度の関係

1. 1996年福祉改革の概要

・1996年福祉改革

①公的扶助制度の改正	A F D C (要扶養児童家族扶助) からTANFへ
②運営責任と補助金の改正	州政府への権限の移譲と、低率補助金から定額補助金へ

A F D C

対象：18（16）歳未満の児童を扶養する家族

運営：緩やかな連邦規定の下、州政府が行う

*連邦政府（対象者、資産制限、所得制限の計算方法など）

州政府（給付額、所得制限基準）

財源：連邦政府50%、州政府50%

TANF

対象：18歳未満の児童を扶養する家族

運営：州政府が自ら規定を設けて行う

*連邦政府からの補助金を、5年を超過する者に与えることはできない

財源：連邦政府は総額で165億ドルの補助金を州政府の交付する

*連邦政府からの補助金は、受給者の一定率を労働（教育）活動に参加させないと、削減される

・1996年福祉改革の評価

所得保障政策	TANF受給者の減少から → 評価
政府間財政関係（分権）	将来の受給者増を考慮して → 危惧

*2002年の個人責任・就労機会調整法の見直しでは、連邦政府の補助金額と、受給者が急増した場合の救済措置が大きな問題点になっている。

・所得保障政策

TANF : 受給者 → 労働（教育）活動：5年間 → 就業（受給者からの離脱）

EITC : 低賃金労働者への所得保障

貧困ライン < 最低賃金 + EITC (+食料スタンプ)

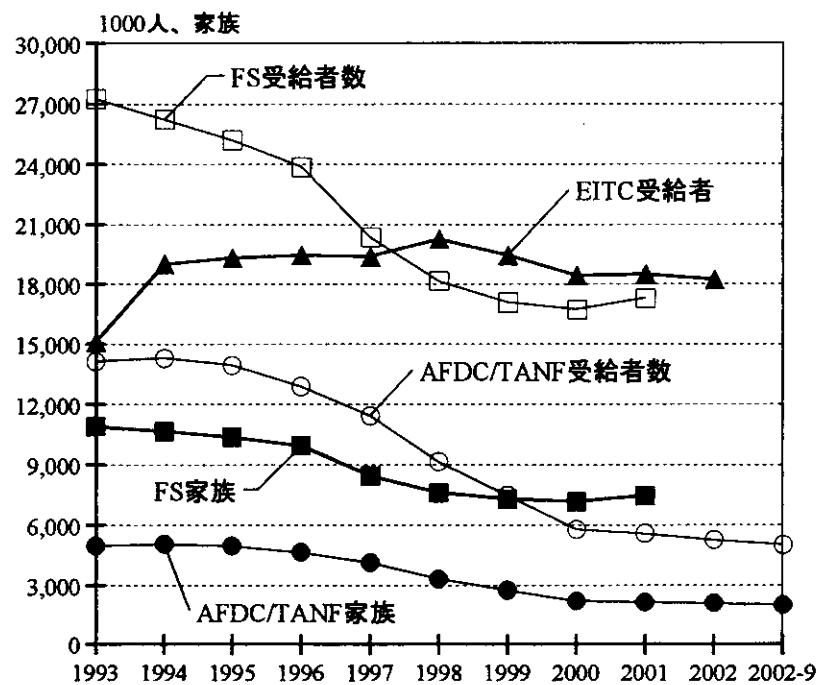
2. 受給者数と支出規模

・受給者数

AFDC/TANF : 1994年 14,276千人（ピーク）
2002年9月 5,008千人（ピーク時の約1/3）

EITC : 1993年 15,117千人
1998年 20,273千人（初期データ）
2002年 18,233千人（見積もり）

図1 AFDC/TANF、EITC、FS（食料スタンプ）の受給者数の推移



・支出額

AFDC/TANF : 1995 年 30,094 百万ドル

1999 年 21,728 百万ドル (ピーク時の約 2/3)

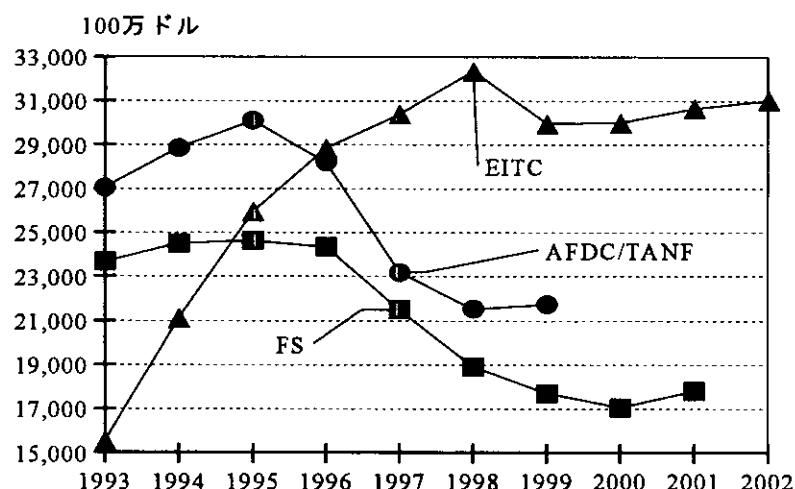
* TANF の支出額を測定することは困難である。なぜなら、連邦政府は総額 165 億ドルを毎年、州政府に交付する。州政府は 111 億ドルの支出を、労働参加率をクリアした場合は 104 億ドルの支出を義務づけられている。しかし、連邦からの補助金は、TANF という名目ではなくても、TANF の目的（給付を一時的なものにする）に合致していれば、他の項目に、すなわち児童ケアや結婚関係の維持、婚姻外出産の予防などの振り返ることができ、さらに後年度への繰越も認められている。

EITC : 1993 年 15,537 百万ドル

1998 年 32,340 百万ドル (初期データ)

2002 年 31,010 百万ドル (見積もり)

図2 AFDC/TANF、EITC、FS (食料スタンプ) の支出額



3. TANFとEITC制度

表1 AFDCとTANFの制度

	AFDC (1996年)	TANF (2000年)
資産制限	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車：1,500 ドル ・家 ・家財を除いて 1,000 ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車 除外 22 州 4,650 ドル未満 4 州 4,650 8 州 4,650 以上 16 州 ・資産 1,000 ~ 1,500 11 州 2,000 ~ 3,000 30 州 3,500 ~ 5,000 6 州 6,000 ~ 10,000 3 州 10,000 以上 1 州 ・貯金 30 州 5,000 未満 5 州 5,000 以上 12 州 無制限 8 州
所得制限	<ul style="list-style-type: none"> ・総所得テスト <ul style="list-style-type: none"> 「ニード基準 185 % < 総所得」 中位：720 ドル (ニューメキシコ) 最低：625 ドル (デラウェア) 最高：3,763 ドル (ニューハンプシャー) ・純所得テスト <ul style="list-style-type: none"> 「ニード基準 < 認定所得」 中位：389 ドル (ニューメキシコ) 最低：320 ドル (インディアナ) 最高：2,034 ドル (ニューハンプシャー) ・認定所得の計算方法 <ul style="list-style-type: none"> 1) 基礎控除：30 ドル (一年間) 2) 就労控除：90 ドル 3) 残余所得の 1/3 控除 4) 児童ケア控除：175 ドル (実額) 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者 (稼得所得制限) <ul style="list-style-type: none"> 最低：205 ドル (アラバマ) 最高：1,156 ドル (サウスカロライナ) ニューヨーク：667 ドル カリフォルニア：883 ドル ・受給者：13ヶ月後 (稼得所得制限) <ul style="list-style-type: none"> 最低：205 ドル (アラバマ) 最高：1,477 ドル (カリフォルニア) ニューヨーク：1,157 ドル ニューヨーク 基礎控除：90 残余所得の 46 % 控除 カリフォルニア 基礎控除：225 ドル 残余所得の 50 % 控除
給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・最高給付額—認定所得 <ul style="list-style-type: none"> 中位：389 ドル (ニューメキシコ) 最低：120 ドル (ミシシッピ) 最高：650 ドル (バーモント) 	<ul style="list-style-type: none"> ・最高給付額—認定所得 <ul style="list-style-type: none"> 最低：164 ドル (アラバマ) 最高：673 ドル (ワシントン) ニューヨーク：577 ドル カリフォルニア：626 ドル
エンタイト ルメント	・あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ある：5 ない：45 給付を保障：Y 33、N 17 予算内で給付を保障：Y 23、N 28

表2 EITC制度（2000年）

	増加率	最高限度額	最高限度額 適用所得水準	減少率	対象限度所得水準
適格児童なし	7.65%	353ドル	4,614～5,800ドル	7.65%	10,380ドル
適格児童1人	34.00%	2,353ドル	6,920～12,700ドル	15.98%	27,413ドル
適格児童2人以上	40.00%	3,888ドル	9,720～12,700ドル	21.06%	31,152ドル

【参考】アメリカの所得税の所得控除の概要

* 所得税=課税単位：夫婦

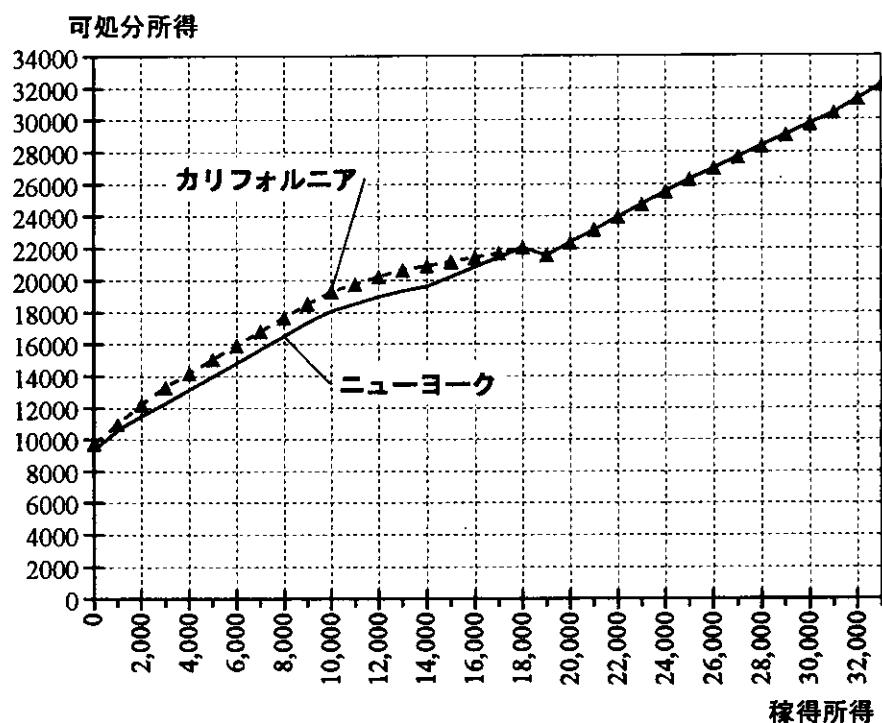
所得控除	基礎控除	夫婦合算 7,350	夫婦個別 3,675	世帯主 6,450	個人 4,40
	人的控除	2,800			
税額控除	児童扶養控除	17歳以下の児童1人当たり500ドル			
	児童ケア控除	所得に応じて、児童ケア費（2,400ドル上限）の20%～30%			

4. 稼得と所得保障制度の関係

表3 稼得所得と所得保障制度の推移：母子3人家族（2000年）

	ニューヨーク		カリフォルニア	
	稼得所得	可処分所得	稼得所得	可処分所得
年額計算				
1) 貧困ライン 3人家族（13,737ドル）	5,000	13,967	4,000	14,186
2) 最低賃金（5.15） 2000時間就労	10,000	18,065	10,000	19,294
1000時間就労	5,000		5,000	15,056
月額計算（EITC除く）				
1) 貧困ライン 3人家族（1,145ドル）	750	1,145	550	1,151
1) の年額計算 (EITC)	(9,000)	(13,740)	(6,600)	(13,812)
		(3,600)		(2,640)
2) 最低賃金（5.15） 166時間就労	約850	1,189	約850	1,292
83時間就労	約450	1,012	約450	1,104
2) の年額計算				
166時間就労 (EITC)	10,200	14,268	10,200	15,504
83時間就労 (EITC)	5,400	12,144	5,400	13,248
		(2,160)		(2,160)

図3 稼得所得と所得保障制度の推移：年額、母子3人家族（2000年）



*現物給付込みの母子家族の所得中位値 21,529 ドル（2000 年）。

図4 稼得所得と所得保障制度（EITC除く）の推移：月額、母子3人家族（2000年）

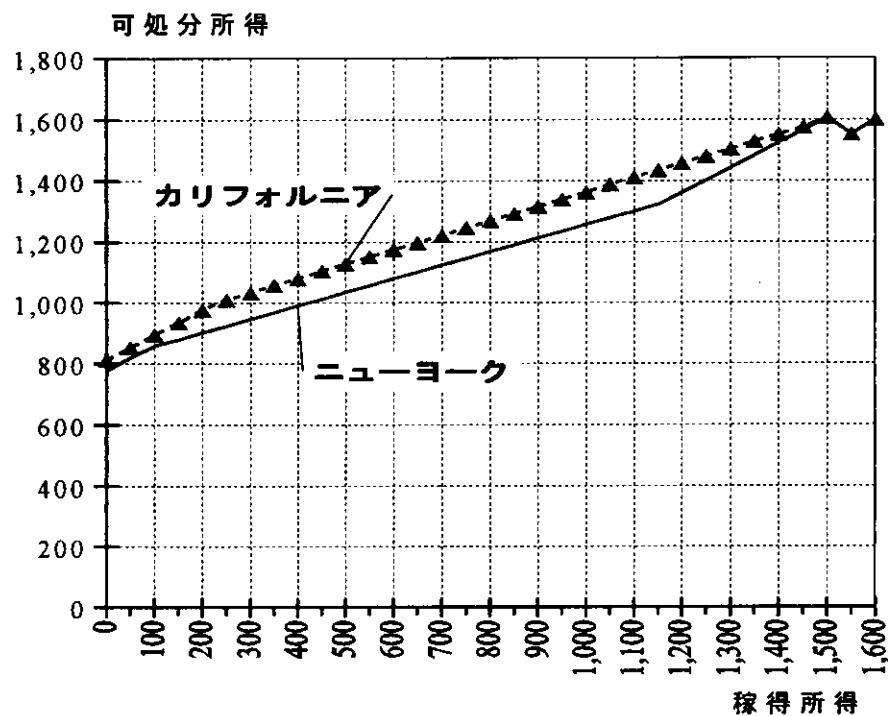


図5 稼得所得に応じた限界税率：年額、母子3人家族（2000年）

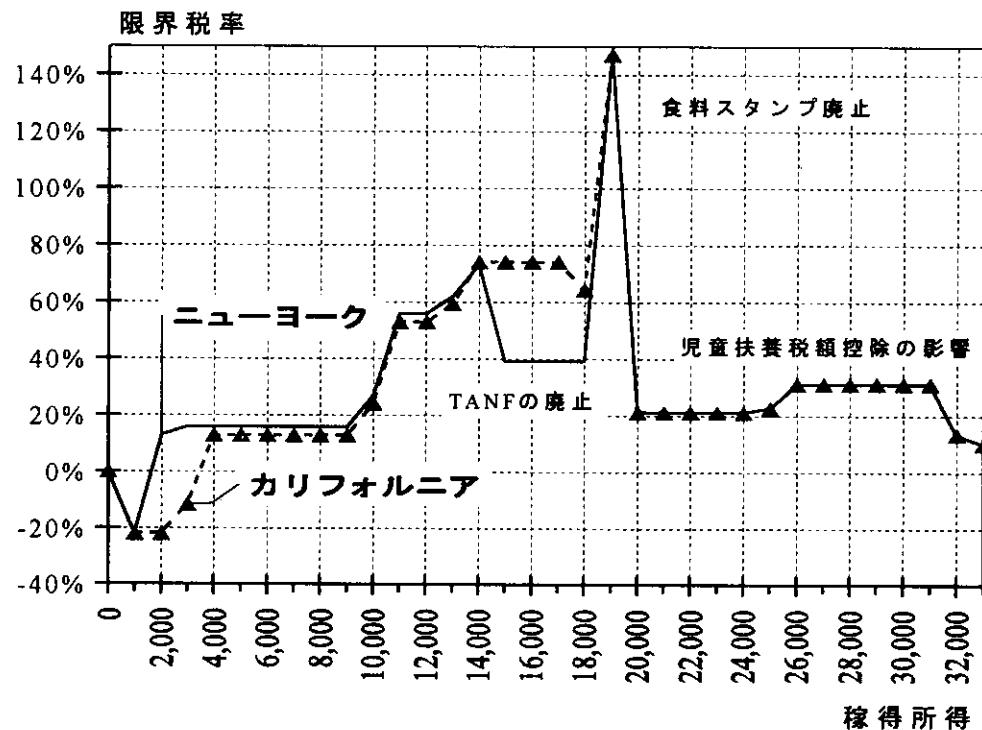
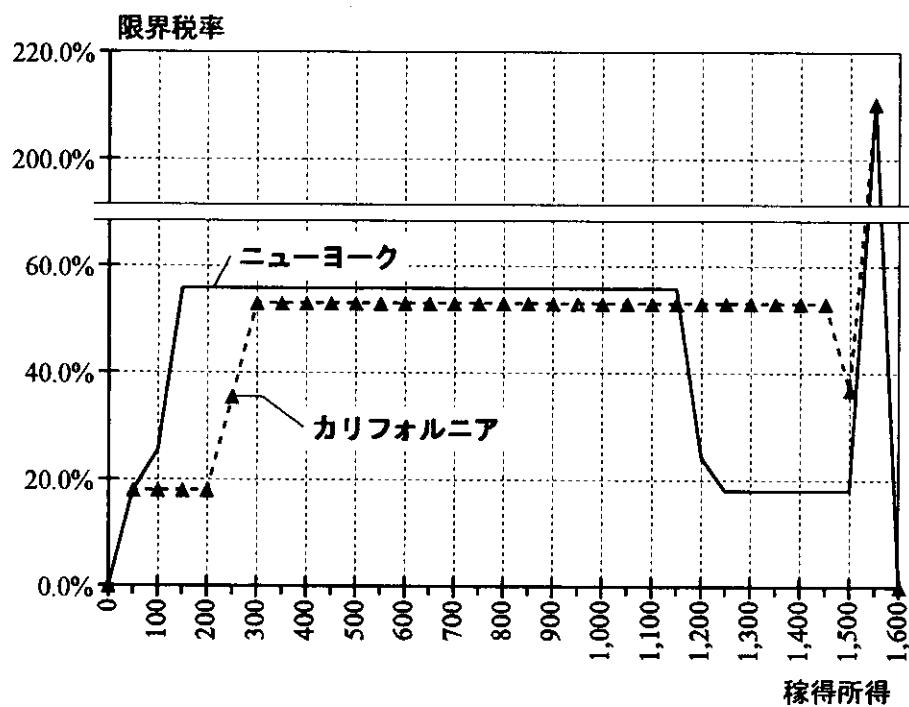


図6 稼得所得に応じた限界税率（EITC除く）：月額、母子3人家族（2000年）



・ E I T C と労働供給

表4 E I T Cの労働への影響⁽¹⁾

	1人親	夫	妻
労働市場への参加率	増加	増加	減少
労働時間への影響			
「増加局面」	増加	増加	増加
「一定局面」	影響なし	影響なし	ほぼ影響なし
「減少局面」	減少	減少	減少

・ 納税申告から見た区分

表5 E I T Cの局面とその申告者（1994年）

	受給（申告）者の数	受給（申告）者の割合
児童扶養する家族	14.9 百万人	78 %
E I T Cの局面		
「増加局面」	4.0 百万人	26.6 %
「一定局面」	2.1 百万人	13.9 %
「減少局面」	8.9 百万人	59.5 %

・ 1975年から1992年の Panel Study of Income Dynamics を使った調査⁽²⁾

表6 E I T Cの受給（申告）期間

	継続	累積
E I T Cの平均受給（申告）期間	2.13 (2.22) 年	3.55 (4.09) 年
増加局面	(1.55) 年	(2.28) 年
一定、減少局面	(2.06) 年	(3.69) 年

・ E I T C とノンコンプライアンス

E I T Cの金額の20%程度がノンコンプライアンスによるものである⁽³⁾

(1) 根岸（1998）、「アメリカのE I T Cの政策的意義と問題点」『國學院経済学』第48号第1号。

(2) Jhon B. Horowitz (2002), "Income Mobility and the Earned Income Tax Credit," *Economic Inquiry*, Vol. 40, No. 3, July.

(3) Jeffrey B. Liebman (2001), "Who Are the Ineligible Earned Income Tax Credit," Meyer and Holtz-Eakin edited, *Making Work Pay*, Russell Sage Foundation.

【資料1】

母子3人家族の稼得所得と可処分所得の推移：年額(2000年)

稼得所得 2000	可処分所得				TANF ニューヨーク 金額				カリフォルニア 減額率 金額				所得税 税額控除 前税額				ETTC				
	ニュー ヨーク 金額	カリフォルニア 限界税率	カリフォルニア 金額	限界税率車	ニュー ヨーク 金額	減額率	カリ フ ル ニ ア 減 額 率	金 額	食料スタンプ NY Cal	税額	税額控除	前税額	所得税 税額控除 前税額	税額	税額控除	前税額	所得税 税額控除 前税額	税額	税額控除	前税額	
0	9,349	9,761	6,924	7,512	6,924	100.0%	7,512	100.0%	2,425	2,249	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	
1,000	10,569	-22.0%	10,981	-22.0%	6,924	100.0%	7,512	100.0%	2,245	2,069	-400	-	1,000	400	-	-	-	-	-	-	-
2,000	11,441	12.8%	12,201	-22.0%	6,427	49.7%	7,512	100.0%	2,214	1,889	-800	-	1,000	800	-	-	-	-	-	-	-
3,000	12,283	15.8%	13,316	-11.5%	5,887	54.0%	7,362	15.0%	2,196	1,754	-1,200	-	1,000	1,200	-	-	-	-	-	-	-
4,000	13,125	15.8%	14,186	13.0%	5,347	54.0%	6,882	50.0%	2,178	1,724	-1,600	-	1,000	1,600	-	-	-	-	-	-	-
5,000	13,967	15.8%	15,056	13.0%	4,807	54.0%	6,362	50.0%	2,160	1,694	-2,000	-	1,000	2,000	-	-	-	-	-	-	-
6,000	14,809	15.8%	15,926	13.0%	4,267	54.0%	5,862	50.0%	2,142	1,664	-2,400	-	1,000	2,400	-	-	-	-	-	-	-
7,000	15,651	15.8%	16,796	13.0%	3,727	54.0%	5,362	50.0%	2,124	1,634	-2,800	-	1,000	2,800	-	-	-	-	-	-	-
8,000	16,493	15.8%	17,666	13.0%	3,187	54.0%	4,862	50.0%	2,106	1,604	-3,200	-	1,000	3,200	-	-	-	-	-	-	-
9,000	17,335	15.8%	18,536	13.0%	2,647	54.0%	4,362	50.0%	2,088	1,574	-3,600	-	1,000	3,600	-	-	-	-	-	-	-
10,000	18,065	27.0%	19,294	24.2%	2,107	54.0%	3,862	50.0%	2,070	1,544	-3,888	-	1,000	3,888	-	-	-	-	-	-	-
11,000	18,507	55.8%	19,764	53.0%	1,567	54.0%	3,362	50.0%	2,052	1,514	-3,888	-	1,000	3,888	-	-	-	-	-	-	-
12,000	18,949	55.8%	20,234	53.0%	1,027	54.0%	2,862	50.0%	2,034	1,484	-3,888	-	1,000	3,888	-	-	-	-	-	-	-
13,000	19,328	62.1%	20,641	59.3%	487	54.0%	2,362	50.0%	2,016	1,454	-3,825	-	1,000	3,825	-	-	-	-	-	-	-
14,000	19,597	73.2%	20,900	74.1%	1,862	50.0%	1,982	42.4%	1,424	-3,614	-	1,000	3,614	-	-	-	-	-	-	-	-
15,000	20,206	39.1%	21,159	74.1%	1,362	50.0%	1,802	39.4%	1,394	-3,404	15	1,000	3,404	-	-	-	-	-	-	-	-
16,000	20,815	39.1%	21,419	74.1%	862	50.0%	1,622	36.4%	1,364	-3,193	115	1,000	3,193	-	-	-	-	-	-	-	-
17,000	21,425	39.1%	21,678	74.1%	362	50.0%	1,442	33.4%	1,334	-2,982	215	1,000	2,982	-	-	-	-	-	-	-	-
18,000	22,034	39.1%	22,034	64.4%	1,262	50.0%	1,262	22.2%	1,262	-2,772	315	1,000	2,772	-	-	-	-	-	-	-	-
19,000	21,561	147.3%	21,561	147.3%	147.3%	147.3%	147.3%	147.3%	147.3%	-2,561	415	1,000	2,561	-	-	-	-	-	-	-	-
20,000	22,351	21.1%	22,351	21.1%	21.1%	21.1%	21.1%	21.1%	21.1%	-2,351	515	1,000	2,351	-	-	-	-	-	-	-	-
21,000	23,140	21.1%	23,140	21.1%	23,140	21.1%	23,140	21.1%	23,140	-2,140	615	1,000	2,140	-	-	-	-	-	-	-	-
22,000	23,929	21.1%	23,929	21.1%	23,929	21.1%	23,929	21.1%	23,929	-1,929	715	1,000	1,929	-	-	-	-	-	-	-	-
23,000	24,719	21.1%	24,719	21.1%	24,719	21.1%	24,719	21.1%	24,719	-1,719	815	1,000	1,719	-	-	-	-	-	-	-	-
24,000	25,508	21.1%	25,508	21.1%	25,508	21.1%	25,508	21.1%	25,508	-1,508	915	1,000	1,508	-	-	-	-	-	-	-	-
25,000	26,283	22.6%	26,283	22.6%	26,283	22.6%	26,283	22.6%	26,283	-1,283	1,015	1,000	1,298	-	-	-	-	-	-	-	-
26,000	26,972	31.1%	26,972	31.1%	26,972	31.1%	26,972	31.1%	26,972	-972	1,115	1,000	1,087	-	-	-	-	-	-	-	-
27,000	27,661	31.1%	27,661	31.1%	27,661	31.1%	27,661	31.1%	27,661	-661	1,215	1,000	876	-	-	-	-	-	-	-	-
28,000	28,351	31.1%	28,351	31.1%	28,351	31.1%	28,351	31.1%	28,351	-351	1,315	1,000	666	-	-	-	-	-	-	-	-
29,000	29,040	31.1%	29,040	31.1%	29,040	31.1%	29,040	31.1%	29,040	-40	1,415	1,000	455	-	-	-	-	-	-	-	-
30,000	29,730	31.1%	29,730	31.1%	29,730	31.1%	29,730	31.1%	29,730	270	1,515	1,000	245	-	-	-	-	-	-	-	-
31,000	30,419	31.1%	30,419	31.1%	30,419	31.1%	30,419	31.1%	30,419	581	1,615	1,000	34	-	-	-	-	-	-	-	-
32,000	31,285	13.4%	31,285	13.4%	31,285	13.4%	31,285	13.4%	31,285	715	1,715	1,000	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-
33,000	32,185	10.0%	32,185	10.0%	32,185	10.0%	32,185	10.0%	32,185	815	1,815	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【資料 2】母子3人家族の稼得所得と可処分所得の推移：(EITC除く)月額(2000年)

稼得所得	ニューヨーク		カリフォルニア		TANF		カリフォルニア		食料スタンプ	
	金額	限界税率	金額	限界税率	金額	減額率	金額	減額率	金額	New York : California
0	779	813	577	100.0%	626	100.0%	202	100.0%	187	
50	820	18.0%	854	18.0%	577	100.0%	626	100.0%	193	178
100	857	25.6%	895	18.0%	572	10.8%	626	100.0%	186	169
150	879	55.8%	936	18.0%	545	54.0%	626	100.0%	185	160
200	902	55.8%	977	18.0%	518	54.0%	626	100.0%	184	151
250	924	55.8%	1,010	35.5%	491	54.0%	614	25.0%	183	146
300	946	55.8%	1,033	53.0%	464	54.0%	589	50.0%	182	145
350	968	55.8%	1,057	53.0%	437	54.0%	564	50.0%	181	143
400	990	55.8%	1,080	53.0%	410	54.0%	539	50.0%	180	142
450	1,012	55.8%	1,104	53.0%	383	54.0%	514	50.0%	179	140
500	1,034	55.8%	1,127	53.0%	356	54.0%	489	50.0%	179	139
550	1,056	55.8%	1,151	53.0%	329	54.0%	464	50.0%	178	137
600	1,078	55.8%	1,174	53.0%	302	54.0%	439	50.0%	177	136
650	1,100	55.8%	1,198	53.0%	275	54.0%	414	50.0%	176	134
700	1,123	55.8%	1,221	53.0%	248	54.0%	389	50.0%	175	133
750	1,145	55.8%	1,245	53.0%	221	54.0%	364	50.0%	174	131
800	1,167	55.8%	1,268	53.0%	194	54.0%	339	50.0%	173	130
850	1,189	55.8%	1,292	53.0%	167	54.0%	314	50.0%	172	128
900	1,211	55.8%	1,315	53.0%	140	54.0%	289	50.0%	171	127
950	1,233	55.8%	1,339	53.0%	113	54.0%	264	50.0%	170	125
1,000	1,255	55.8%	1,362	53.0%	86	54.0%	239	50.0%	170	124
1,050	1,277	55.8%	1,386	53.0%	59	54.0%	214	50.0%	169	122
1,100	1,299	55.8%	1,409	53.0%	32	54.0%	189	50.0%	168	121
1,150	1,321	55.8%	1,433	53.0%	5	54.0%	164	50.0%	167	119
1,200	1,359	24.4%	1,456	53.0%			139	50.0%	159	118
1,250	1,400	18.0%	1,480	53.0%			114	50.0%	150	116
1,300	1,441	18.0%	1,503	53.0%			89	50.0%	141	115
1,350	1,482	18.0%	1,527	53.0%			64	50.0%	132	113
1,400	1,523	18.0%	1,550	53.0%			39	50.0%	123	112
1,450	1,564	18.0%	1,574	53.0%			14	50.0%	114	110
1,500	1,605	18.0%	1,605	36.9%					105	105
1,550	1,550	210.4%	1,550	210.4%						
1,600	1,600	0.0%	1,600	0.0%						

公的扶助制度をめぐる国際的動向と政策的含意（レジュメ）

埋橋孝文

1. はじめに

- (1) 比較福祉国家論の3つの段階
 - ・<追いつき（キャッチアップ）型>→<自省（レフレクティブ）の段階>→<規範・政策・動態の三位一体型>
 - (2) 現在のホットイシュー：ワークフェアと脱商品化論との緊張関係（第1章宮本論文、第10章埋橋論文316-17頁）

2. 福祉国家レジームと公的扶助制度

- ・図10—1参照（300頁）

3. 2つの異なる要請の狭間にあって

- (1) 労働インセンティブ問題の浮上
 - ・「最後の拠り所」という安全網の維持＝ナショナル・ミニマムの実現と、「貧困の罠」「福祉依存の罠」を回避し労働インセンティブを高めることによる財政的負荷の軽減
- (2) 制度設計の2つのタイプ
 - ・高い限界有効税率（北欧型）VS. 低い限界有効税率（アメリカ、イギリス、オーストラリア）
 - ・図（308頁）による説明
 - ・低い限界有効税率の場合の不確かな労働供給増加効果と公的扶助支出削減効果（公的扶助受給とパートタイム、フルタイム労働）

4. ハードなワークフェアとソフトなワークフェア

給付（削減）率（＝限界有効税率）の操作：労働供給への「間接的」影響

ワークフェア：「直接的影響」

ハードなワークフェア→318頁の図参照、その問題点

ソフトなワークフェア→その問題点

アメリカの改革はハードなワークフェアに分類されるのではないか（各州は「定まった予算の枠内でより効率的な配分を最優先課題とすること、費用の削減、給付水準の切り下げレースに参加することを余儀なくされた。……このような就労参加率が守られない場合は、参加率の不足に応じて給付水準が下げられることになった」後藤玲子）。

5. わが国への政策的示唆 → 332-33頁

中間報告 「母子世帯の母親の就労と経済状況（仮題）」

阿部 彩

平成15年3月12日

1. 問題意識

(背景)

2002年8月 児童扶養手当改革 テーパリング導入、実質給付切り下げ

母子二人世帯の場合：

改正前 全額支給（月42,370円）：収入204.8万円未満

一部支給（月28,350円）：収入300万円未満

改正後 全額支給（月42,370円）：収入130万円未満

一部支給（月42,360～10,000円）：収入365万円未満

理由：母子世帯の「自立」、「就労インセンティブ」

2002年11月 母子及び寡婦福祉法の改正

①子育て支援、②就労支援、③養育費の確保、④母子寡婦福祉貸付金と児童扶養手当の改革（5年タイム・リミットの導入？）、⑤地方自治体への補助金

労働インセンティブと福祉に関する多くの実証研究（アメリカ）

平成元年～10年 所得制限（Full & Half）の段階的引き下げ

(問題意識)

- ・ 母子世帯の経済状況は、1989-1998年の間にどう変化したか？
- ・ 母子世帯における母親の就労（率）は、児童扶養手当制度（Regime）に影響されるか？
 - 母子世帯の母親は就労時間の adjustment をしているのか？
 - 既に高い就労率の状況下において、これ以上インセンティブを高めるとはどういうことか？
- ・ 母子世帯であることのデメリットはあるか？
 - 母子世帯の主観的生活困窮度（「生活意識」を使って）
 - 母子世帯の平均所得が極端に低い理由は？（女性の雇用状況？母子世帯特殊の理由？）

(この論文の特徴)

- ・ 母子世帯の経済状況についてのマイクロデータを用いた実証研究
- ・ 単独母子世帯（母+子世帯）以外の母子世帯（3世代世帯など）も含めた分析

2. データ 国民生活基礎調査 平成元年～10年

同居母子世帯＝「世帯の中に18歳以下の世帯主の孫がおり、かつ、その子の母親・父親と思われる世帯員（有配偶の子で最低15歳以上孫から年齢が離れている世帯員）が

おらず、未婚で最低15歳以上年上の娘がいる世帯（例①）、または、18歳以下の子がおり、世帯主が女性で非有配偶の世帯（例②）」

（例①：世帯主68歳男、世帯主の妻65歳女、子42歳未婚女性、孫5歳）

（例②：世帯主離婚女42歳、世帯主の親68歳女、子5歳）

単独母子世帯＝「18歳以下の「子」がおり、かつ、その子の父親（世帯主または世帯主の配偶者）あるいはその子の有配偶の母親（世帯主または世帯主の配偶者）がいなく、世帯主が非配偶の女性で少なくともその子より15歳以上年上である世帯」

（例①：世帯主未婚女性38歳、子5歳、

例②：世帯主未婚女性52歳、子21歳、子16歳）

参考：国民生活基礎調査の定義では、「20歳以下の子供と母親のみの世帯」。同居母子世帯、または、単独の例②は母子世帯とされていない。

3. 集計結果

①母子世帯率 1989-1998 図1 → 若干の増加は認められるものの、微少。

②母子世帯の母親の就労率 → 単独母子世帯：わずかずつではあるが減少？

図2 同居母子世帯：年毎の差が大きいが、減少傾向。

③母子世帯のうち、社会保障給付がある世帯の割合 → 図3

④母子世帯の源泉別所得の割合 → 図4

⑤Welfare Dependent? 社会保障給付金（年金・医療除く）をもらっている世帯の中で、社会保障給付金が総所得に占める割合（単独母子世帯のみ） → 図5

⑥生活保護率 → 図6

⑦母子世帯の平均所得(as % of 全世帯の平均所得)と平均勤労所得(as % of 全世帯の勤労所得) → 図7 減少

3. 推計方法

ア. 平成9年と10年の母子世帯（生活保護世帯を除く）のsample (n=5,175)

イ. 平成元年～10年の母子世帯（生活保護世帯を除く）のPooled sample (n=22,195)

① 母親の就労 (Probit)

母親が就労しているか否かのBinary Probitによる推計

被説明変数：母親の就労 (=1 就労、=0 非就労)

説明変数：

Kij=（想定）母子扶養手当額 Uj=失業率 year j (イの場合のみ)

Qij=末子年齢 Aij=母親の年齢 Dij=同居ダミー

Sj=児童扶養手当制度 year j

（アの場合は、平成10年ダミー、イの場合は、全額所得制限額と一部所得制限額）

② 母親の就労（同居選択との Biprobit）

母親の就労と（母親）の親との同居の同時推計

被説明変数： 母親の就労（同上）、同居（=1 親との同居、=0 別居）

Kij=（想定）母子扶養手当額

Qij=末子年齢 Aij=母親の年齢 Dij=同居ダミー

Sj=児童扶養手当制度 year j

（アの場合は、平成10年ダミー、イの場合は、全額所得制限額と一部所得制限額）

Uj=失業率 year j （イの場合のみ）

③ 母子世帯であることの Disadvantage

平成元年～10年各年の勤労女性の個人サンプル（生活保護世帯を除く）

女性の勤労所得が、母子世帯の母親であるか否かに影響されるか

Type 1 Tobit による推計